

地域貢献パートナー協定書

イズミヤ株式会社（以下「甲」という。）と公立大学法人大阪府立大学（「以下「乙」という。）は、各々が保有する知的資源、人的資源等の交流・活用を通じた地域貢献活動を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲と乙が相互の使命を自覚し、それぞれ保有する資源を有効に活用し、府民が豊かで健康に暮らせる安全安心な地域社会づくりに貢献することを目的とする。

（事業の推進）

第2条 甲及び乙は、下記の事業について相互協議の上、推進するものとする。

- （1）府民や地元企業のニーズに沿った各種の情報交換、技術相談、及び共同研究
- （2）府民向けの講座やセミナーなどの共同実施
- （3）その他、本協定の目的を達成するために必要な事業

2 前項の協議において必要と判断された場合は、別途、甲乙間で具体的内容を取り決めた契約書等を取り交わすものとする。

（推進体制）

第3条 甲及び乙は、本件の協力連携にあたって、次のとおり窓口を設置する。

甲の窓口：秘書・広報室

乙の窓口：産学官連携機構 研究連携推進課

2 甲及び乙の窓口に変更があった場合は、相手側に速やかに通知する。

3 甲及び乙は、必要に応じて甲及び乙双方の構成員による検討チームを設置する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定及び個別契約等により知り得た相手方の秘密事項を本協定有効期間はもちろん、その終了後5年間は厳重に保持しなければならない。

（契約の解除）

第5条 甲及び乙は相手方があらかじめ合議した第2条1項各号に定める事業の遂行を怠り、又は協力しないとき、その他本協定及び個別契約等に違背する事実があったときは何らの催告をせず直ちに本協定を解除することができる。

参考資料①

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに甲乙双方から協定の終了又は見直し等の申し出がないときは、本協定はさらに3年間更新されるものとし、以後も同様の扱いとする。

2 本協定の期間にかかわらず、本協定に基づき既に締結された個別の契約等は、当該個別契約等に定める期間によるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が協議の上決定する。

平成22年2月1日

甲 大阪市西成区花園南1丁目4番4号
イズミヤ株式会社
代表取締役社長

乙 大阪府堺市中区学園町1番1号
公立大学法人 大阪府立大学
理事長